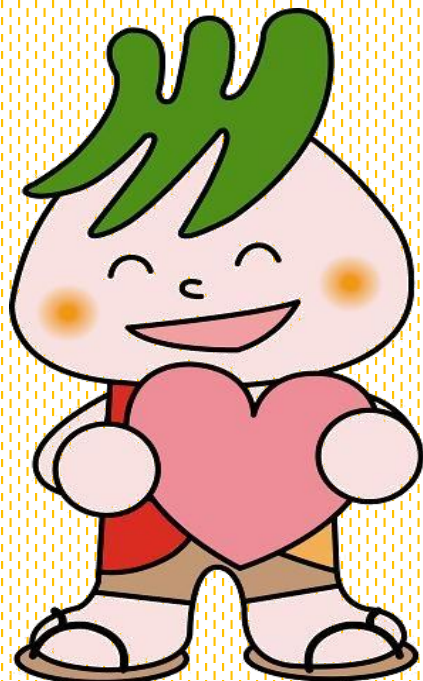


障害福祉活動支援助成金

のご案内



助成額

最大

10万円

助成対象経費の10分の8
を限度とします

この助成制度は、財団法人長谷川身体障害者福祉財団からいただいたご寄附を原資に、市内の**障害者施設及び団体の活動**を支援することを目的に行っています。

備品購入

施設・団体が通常行っている福祉事業に用いる備品の購入費等の助成

【対象備品の要件】 ①～④すべてを満たすこと

- ①施設・団体が通常行っている福祉事業で直接使用する物品
- ②相応の期間にわたって継続的に使用する物品
- ③助成年度内に購入する物品
- ④原則として単価が10,000円以上の物品
※10,000円未満の物品でも、助成可能なものがあります。

社会福祉事業

施設・団体が特別に行う福祉事業に要する事業費の助成

【対象事業の要件】 ①～③すべてを満たすこと

- ①施設・団体が特別に行う福祉事業（通常事業以外の行事・講座など）
- ②助成年度内に完結する事業
- ③施設・団体の運営経費にあたるものは認めない。

裏面もご覧ください👉

助成対象施設・団体

助成の対象となるのは、川口市内に所在し、原則として次の(1)(2)のいずれかに該当する施設・団体です。ただし、公序良俗に反する行為を行っている、暴力団等に関与している、または障害福祉活動支援助成金の目的に合致しない施設・団体は除きます。

- (1) 非営利法人が運営する、主に障害者を対象に活動する施設
- (2) かわぐちボランティアセンターまたはかわぐち市民パートナーズステーションに適正に登録され、川口市内において主に障害者を対象に活動し、現に活動実績のある団体

助成対象外事業

次のいずれかに該当する事業は、助成の対象としません。

- 国又は地方公共団体、企業、財団等の他の制度による助成を受けている事業
- 政治又は宗教活動を目的とした事業
- 営利を目的とした事業（事業による収益が団体の活動資金になるもの）

申請、交付までの流れ

- ① 申請書類配布期間 1月中旬～2月中旬
- ② 申請受付期間 2月上旬～2月下旬
- ③ 審査 3月中旬
- ④ 助成金交付 4月中旬

※通年的な日程ですが、年度によって変更する可能性もあります。募集にあたっては、上記①の時期に本会の社協だよりやホームページ、広報かわぐちなどでお知らせします。

助成事業の例

- 備品購入：作業台、業務用ミキサー、調理用白衣、ディスプレイ棚、ノートPC など
- 社会福祉事業：中途失聴・難聴者を対象にした手話教室、
視覚障害者向けのふれあい料理講習会

問合せ

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会 企画総務課

住所：川口市青木3-17-11 川口市役所青木3丁目分室2階

電話：048-252-1294（代表）

FAX：048-256-4344

E-mail：kwgc-syakyo@kawaguchisyakyo.jp



川口市社協マスコット
社助（しゃすけ）